

令和元年度第 11 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 2 年 2 月 10 日 (月)
2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)
3. 開 会 令和 2 年 2 月 10 日 午前 10 時 00 分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1 番	濱北	圭右				
会長職務代理者	2 番	増岡	美知子				
委員	3 番	土山	秋吉	5 番	松野	智子	6 番 濱崎 伸二
	7 番	嶋田	正忠	8 番	大淵	一弘	9 番 島川 俊昭
	10 番	石井	博俊				
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村	建治	池上	春男
六栄区域	徳永	章	城戸	政治
長洲・清里区域	坂井	隆浩	磯川	伸哉
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4 番	中嶋	英徳
-----	----	----
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

六栄区域	池上	章
腹赤区域	楠田	源志
8. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	吉田	泰滋
農業委員会事務局	書記	木原	弘智
10. 提出議案

報告第 12 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
議案第 40 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 41 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 42 号	農用地利用集積計画 (案) の決定について
	その他

事務局 それでは、おそろいですので、始めたいと思います。
起立。礼。着席。
ただいまから令和元年度第11回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長 初めに、濱北会長よりご挨拶をお願いします。
改めまして、おはようございます。
皆さんもご存じだろうと思いますが、今、一番 テレビ・新聞等で大きく騒いでおりますのが、新型コロナウイルスという大変恐ろしい病気でございます。風邪、インフルエンザがはやりつつあるような話でもございますので、手洗いとかマスク着用など皆さんも用心していただきたいと思います。

事務局 では、第11回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

事務局 それでは、本日の欠席委員をご報告いたします。4番の中嶋委員より
欠席の連絡がっております。本日の出席委員は10名中9名であり定足
数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。

濱北会長 それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会
議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。
わかりました。
それではこれより議事に入ります。
本日の提出議案は、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合
意解約届について」、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許
可申請について」、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可
申請について」、議案第42号「農用地利用集積計画（案）の決定につ
いて」を議題といたします。
まず長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき本日の議
事録署名委員は、8番大淵委員、9番島川委員にお願いいたします。
それでは、早速議事に入ります。1ページです。
報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」
を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届
がありましたので、事務局より報告いたします。議案書が1ページから
2ページ、受付番号80番から86番になります。
申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載の
とおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約と
いうことになっております。
簡単でございますが、以上で報告第12号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。こ
の件について何か質問等はございますか。
—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございます。ないようですので報告第12号はこれで終わります。

次に進みます。3ページです。議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、受付番号23番は、9番島川委員に関係がありますので、島川委員には退席いただきます。よろしくをお願いします。

—島川委員 退室—

事務局より説明してください。

事務局

それでは、議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出いたします。議案書の3ページ、受付番号23番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては、4～5ページに字図等を載せております。六栄小学校南西側になります。

申請内容、許可基準等についてご説明をいたします。説明資料の1～2ページをあわせてごらんください。申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は、現在、経営面積15万8,644㎡、農作業歴22年の経験があり、家族4人で作業を行っておられます。申請地には小麦が作付をしてあり、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、防除機1台、動力噴霧器1台、営農トラック3台を所有されておられます。

通作距離につきましては自宅から徒歩で8分程度ということですが。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には小麦が作付をされており、権利取得後もこれまでどおり利用するため、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。

また、農業の維持・発展に関する話し合いや活動への参加及び地域への取り決めに遵守、協力するという事でございます。取得後の下限面積要件につきましては、取得後は16万598㎡であり、下限面積の3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号23番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の2番、増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

増岡です。ここは以前から借りてつくっておられて、それを今回、所有権移転ということで、聞いておりますし、きれいにしておりますので、何ら問題はないかと思えます。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして担当推進委員の城戸推進委員にご意見を伺います。

城戸推進委員

城戸です。以前からこの土地を耕作されており、別に問題ないと思

ます。

濱北会長 審議のほうをよろしく申し上げます。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局、農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問等がありますか。

濱北会長 一ありません の声有一

濱北会長 なければ農業委員の方の挙手をお願いします。

濱北会長 一賛成者挙手一

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号23番は原案どおり決定をいたします。

濱北会長 一島川委員 入室一

事務局 次に進みます。6ページです。議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第41号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。議案書の6ページ、まず上のほうの受付番号15番からになります。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は8～9ページに字図等を載せております。ながす未来館南側になります。

事務局 許可基準等についてご説明をいたします。説明資料の3～4ページをあわせてごらんください。申請理由については、宅地分譲地、今回、隣接地と合わせて5区画及び道路建設のための売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第三種農地と判断しており原則許可となります。

事務局 資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しています。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年4月1日より着工予定、令和3年1月31日完成予定であり、適当と判断しております。

事務局 計画面積の妥当性については、宅地分譲地、今回5区画分及び道路の建設によるもので、各区画の面積が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。

事務局 転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

事務局 周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は土地の切り土、盛り土工事をする事なく、現状の地形のまま宅地に転用できるため、近隣農地への土砂の流出で被害を与えることはないということです。

事務局 宅地造成のため、日照、通風、耕作等の近隣農地への被害はないということでございます。万が一、周辺農地等に被害が生じた場合及び生じ

	<p>るおそれがある場合には、申請人が責任をもって対応するというところでございます。</p> <p>その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については道路側溝へ放流ということでございます。</p> <p>以上、受付番号15番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の6番、濱崎委員にお願いいたします。</p>
濱崎委員	<p>6番、濱崎です。周りに農地も何もありませんので問題はないかと思えます。</p> <p>審議をお願いします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして担当推進委員の磯川推進委員にご意見を伺います。</p>
磯川推進委員	<p>磯川です。間口がえらい狭いように描いてありますが、宅地と合わせて20m近く間口はあります。今の説明のとおり何も支障はないと思いません。</p> <p>以上です。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問はございますか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p> <p>なければ農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号15番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に進みます。受付番号16番です。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは受付番号16番です。議案書6ページの2段目になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、10～11ページに字図等を載せております。腹赤小学校北側になります。許可基準等についてご説明をいたします。説明資料の5～6ページをあわせてごらんください。</p> <p>申請理由につきましては、個人住宅建築による使用貸借権の設定となっております。申請地の農地区分については、水管、下水道管、ガスパののうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つの教育施設、医療施設その他公共施設または公益的施設があるため第三種農地と判断しており、原則許可となります。</p> <p>資力につきましては、金融機関から住宅ローン仮審査終了通知が事業費と同額のため適当と判断をしております。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年4月1日より着工予定、令和3年3月31日完成予定であり、適当と判断しています。</p>

	<p>計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであり、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。</p> <p>隣接地に土砂流出等がないよう留意をするということでございます。また個人住宅建築によるものであり、規模も小さく、日照、通風、耕作へ影響を与えることはないということです。万が一被害等が生じた場合には申請者が責任をもって対応するというところでございます。</p> <p>その他、給水はボーリングによる井戸水、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については道路側溝に放流ということです。</p> <p>以上、受付番号16番の説明を終わります。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。補足説明を、農業委員、5番、松野委員にお願いいたします。</p>
松野委員	<p>5番、松野です。現状は何もつくってありませんけど、前のほうにネギとかをつくってありますが、家を建てられた後でも日照関係は全然問題はないかと思われま。</p>
濱北会長	<p>審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
中村推進委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして担当推進委員の中村推進委員にご意見を伺います。</p> <p>中村です。今説明がありましたとおり、別に何の問題もないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。今、事務局と農業委員、それから担当推進委員の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p>
土山委員	<p>どうぞ。</p> <p>周りは、上のほうは宅地があつて、下が道ですけど、高さはどうですか。土地の高さ。埋めんでもよか。</p>
事務局	<p>道路より高いです。</p>
土山委員	<p>なら問題ないですね。盛土も何もせずに。</p>
事務局	<p>そのままです。</p>
濱北会長	<p>ほかにございませんか。</p>
濱北会長	<p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ないようですので、農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
濱北会長	<p>賛成者挙手</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので受付番号16番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>次に進みます。12ページです。議案第42号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案第42号、農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。</p> <p>今回の申請につきましては、13ページが総括表となり、2020年の期間</p>

ごとの総括になります。14ページが今回の改定の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積ということになります。詳細については15ページからになります。今回、賃借権5件6筆、4,168㎡、所有権移転1件2筆、946㎡となっております。

以上、議案第42号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問、ご意見等はございますでしょうか。

—ありません の声有—

濱北会長

ないようですので、農業委員の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので議案第42号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員、推進委員の皆さんから何かその他の件でも結構です、ご意見はございますか。推進委員の方でもいいですよ。何か意見等がございましたら。質問でもいいです。ないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ事務局のほうから

(その他事務局説明)

1. 第2回農地利用最適化推進会議及び意見交換会について
2. 3月の定例会日程について
3. 人・農地プランの地域での話し合いについて

濱北会長

それでは、本日の提出議案は全て終了いたしましたので、これをもちまして、令和元年度第11回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会（終了 午前10時32分）